

私たちの生活を支えるために重要な税金。今回は、市民の皆さんから寄せられた質問を紹介しながら、お答えします。

ID 1001619

税金と私たちの生活

税金は、市税・県税・国税(右の表参照)に分かれ、私たちの生活に関わる多くのことに使われています。学校に通ったり、家庭ごみを処理したり、公園や道路が整備されたりと、暮らしやすいまちを維持するためには、税金が欠かせません。

また、新型コロナウイルス感染症の対応などにも税金が使われ、私たちの生活の支えにもなっています。

本市では、進行する少子高齢化や人口減少などの問題に対応し、持続的に発展していけるよう、税金を活用し、さまざまな取り組みを行っています。

税金は、現在の私たちの生活を支えると同時に、明るい未来をつくるための重要な財源です。正しい知識を持って納税してください。

主な税金の種類 ID 1003700

市税	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など
県税	県民税、事業税、不動産取得税、自動車税など
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税など



初めての納税

Q 初めて市から納税通知書が送られてきました。どうして送られてきたの？

ID 1021529

A 市税を納める対象になったからです。

前年に収入があった人や軽自動車を所有する人など、市税を納める対象になると市税が課税されます。

送られてきた納税通知書を確認して納めてください。

税金について、詳しく知りたい人は「市税のしおり」をチェック！

「市税のしおり」は市HPでも見ることができます。

また、外国語8言語に翻訳した「多言語版 市税のしおり」もありますので、ご利用ください。

☎税制課 ☎(632)2204

ID 1029439



▲市HP 通常版ページ

ID 1021110



▲市HP 多言語版ページ



新生活に向けて

Q 転勤で宇都宮市に引っ越してきましたが、以前の住所地のナンバープレートが軽自動車に付いています。どんな手続きが必要ですか？

A 車検証の住所変更の手続きが必要です。

変更手続きをしないと、車検証に書いてある住所地の市区町村で課税され、場合によっては納税通知書が届かなくなります。住所の変更手続きを軽自動車検査協会栃木事務所(西川田本町1丁目) ☎050(3816)3107で行ってください。

☎税制課 ☎(632)2205

市民の皆さんの質問にお答えします

ID 1003708



その他の質問はこちらから

▲市HP



市民税・県民税、所得税の申告期限は**3月15日(水)**まで

ID 1017931

☎市民税・県民税＝市民税課 ☎(632)2214、所得税＝宇都宮税務署 ☎(621)2151

■市民税・県民税の申告 令和5年度分として課税される、市民税・県民税の算定に必要な申告です。

算定内容は国民健康保険税、介護保険料、市営・県営住宅の家賃、保育料の算定などにも利用するため、令和4年中に収入がなかった人も申告する必要があります。

ただし、確定申告をする人や、市内に住む親族の確定申告または年末調整で扶養になっている人は、市民税・県民税の申告の必要はありません。詳しくは、市☎をご覧ください。

■市民税・県民税の申告会場

会場	期間	受付時間
市民税課 (市役所2階)	3月15日(水)まで ただし、土・日曜日を除く	午前8時30分～ 午後5時15分
雀宮地区市民センター (新富町)	3月2日(木)・3日(金)	午前9時～ 午後3時
富屋地区市民センター (徳次郎町)	3月7日(火)	
豊郷地区市民センター (岩曾町)	3月8日(水)	

- ▼申告会場の混雑状況をツイッターで発信しています。
- ▼市民税課アカウント @miya_siminzei

■所得税の確定申告会場

会場	期間	受付時間
マロニエプラザ (元今泉町6丁目)	3月15日(水)まで ただし、土・日曜日を除く	午前9時～ 午後4時

- ▼会場への入場には入場整理券が必要です。
- ▼期間中は税務署での相談は行いません。
- ▼混雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります。また、会場では納付できません。

■所得税の確定申告はスマホ申告がオススメ

マイナンバーカード(※)を使って自宅からスマートフォンで確定申告ができます。詳しくは、各☎(下のQR参照)をご覧ください。



▲確定申告作成コーナーURL1



▲マイナポータル連携URL2



▲国税庁☎URL3

特集

市民税・県民税の申告書は、ID 1025932 市 HP から作成・提出できます

- 市☎の「ページID検索」で「1025932」と入力。「市民税・県民税申告書作成システム(外部リンク)」をクリックするか、右下のQRコードを読み取る。
- 作成した申告書をPDF形式で保存し、住所・氏名などを入力。
- 「宇都宮市電子申請共通システム(外部リンク)」をクリックし、利用者登録。
- 保存した申告書データと申告する人の本人確認書類を画像データで添付し、3月15日(水)までにオンラインで提出。



▲市☎

- ▼詳しい手順については、市☎をご覧ください。なお、PDFデータを印刷して、郵送での提出もできます。

送付先 〒320-8540 市役所市民税課

便利な手続き

Q 感染症予防のため、外出せずに税金を納める方法はありますか？

A キャッシュレス納付をご利用ください。

税金を納める方法は、金融機関やコンビニエンスストア以外にも、ペイジーやクレジットカード、スマートフォンによる納付があり、いつでもどこでも納付が可能です。

また、口座振替は一度手続きをすると、指定の金融機関の口座から継続して自動で振替になるので、納め忘れの心配がありません。

☎納税課 ☎(632)2189

Q 日中は仕事で忙しく、窓口に行けません。夜でも課税証明書や所得証明書は取得できますか？

A マイナンバーカードをお持ちであれば、最新年度のみ、コンビニエンスストアなどのキオスク端末で、毎日、取得できます(手続き時点で本市に住民票がある人のみ)。

▼日時 土・日曜日、祝休日を含む毎日、午前6時30分～午後11時。ただし、メンテナンス時を除く。

▼費用 1通200円。

▼持ち物 利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカード(個人番号カード)(※)。

▼その他 収入の申告がない人などは交付できません。

☎税制課 ☎(632)2187

教えて 固定資産税

Q 今年3月に家屋を取り壊しましたが、令和5年度の固定資産税が課税されています。なぜでしょうか？

A 1月1日現在に所有する家屋に課税されるためです。

ID 1003638

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の家屋所有者にその年の4月1日から始まる年度分として課税されます。このため、今年3月に家屋を取り壊した場合でも、令和5年度の固定資産税が課税されることになります。

なお、家屋を取り壊したときは、法務局で滅失登記の手続きが必要となります。未登記の場合は資産税課にご連絡ください。

☎資産税課 ☎(632)2250・2257